

た問い合わせが来ており、間違っ買われているようです。先方には苦情を入れていますが、「名前は違うし、瓶の形に権利はないはずだ」と言って、苦情を聞き入れてもらえません。販売をやめさせることはできないでしょうか？

弁護士：

不正競争防止法第2条第1項第1号の「周知表示混同惹起行為」として、販売の差し止めや損害賠償を請求できる可能性があります。

他人の「商品等表示」（名称、ロゴ、容器、包装など）として、需要者の間に「広く認識（周知）」されているものと同ーまたは類似の表示を使用し、他人の商品や営業と「混同」を生じさせる行為は禁止されています。

① 商品等表示性（容器の形状）：通常、商品の容器や形状は「商品等表示」には当たりません。しかし、その形状が長期間独占的に使用されたり、強力に宣伝された結果、消費者が「この六角形の瓶といえばA社のジュースだ」と識別できる状態（二次的意味）に至っていれば、容器の形状そのものが保護対象（商品等表示）として認められます。

② 周知性（広く知られていること）：「周知」は、全国的である必要はありません。関東地方という一地方、あるいは高級ジュースに関心のある需要者の間で広く知られていれば、この要件を満たします。A社のジュースは関東の百貨店等で広く認知されているとのことですので、十分に認められる可能性があります。

③ 混同の発生：「紅の露」と「紅の泉」という名称の類似性に加え、特徴的な「六角形の瓶」という外観が似ていることから、全体として消費者がA社の商品だと誤信（混同）しています。実際に「系列商品か」「味が落ちた」という問い合わせ（実害）が発生している事実は、混同が生じていることの証拠となります。

ご相談者：なるほど。では、今後の対応のためにどのような準備が必要でしょうか。

弁護士：まずは、以下の証拠を集めてください。

- ・周知性について：関東地方での長年の販売実績、売上高、雑誌掲載記事、百貨店での取扱実績など。
- ・混同について：顧客からの「間違っ買った」「系列かと思った」という問い合わせ記録やクレームの内容。
- ・類似性について：自社商品と相手商品の現物や比較写真。

これらを基に、相手方に対して「周知表示混同惹起行為」に該当するとして、製造販売の停止や在庫の廃棄を求める書面を送りましょう。また、それでも相手方が従わない場合は、裁判所への訴訟提起なども検討しましょう。

事例②「誤認惹起行為」

ご相談者：

私は「〇〇県産ブランド豚」の生産者部会に所属しています。最近、他県のスーパーで、海外産の豚肉を使用しているにもかかわらず、パッケージに大きく「〇〇県産ブランド豚風味」や「〇〇県産ブランド豚タイプ」と書かれた惣菜（トンカツ）が販売されていることを知りました。

「風味」や「タイプ」という文字は非常に小さく、消費者から、「本物のブランド豚を使用していると勘違いして購入してしまった」というような苦情が、生産者部会にもいくつか届いています。このような紛らわしい表示をやめさせることはできませんか？

弁護士：

不正競争防止法第2条第1項第20号の「誤認惹起行為」として、差止請求等ができる可能性があります。

不正競争防止法第2条第1項第20号では、商品やその広告等において、原産地、品質、内容等を「誤認させるような表示」をすることを禁止しています。これを、誤認惹起行為といいます。〇〇県産ブランド豚を使用していない惣菜のパッケージに「〇〇県産ブランド豚」と書いて販売した場合には、誤認惹起行為にあたります。

ご相談者：

なるほど。しかし、今回は「〇〇県産ブランド豚」に、「風味」とか「タイプ」も記載されていますが、それでも誤認惹起行為といえるのでしょうか？

弁護士：

「本みりん」「タイプ」「調味料」と表示して、本みりんではない調味料を販売したケースについて過去に裁判で争われましたが、たとえ「タイプ」という表示があっても、その文字が小さく目立たない一方で、ブランド名や商品名が大きく強調されているなど、表示全体の構成から消費者が本物と誤認するおそれがある場合は、不正競争行為に該当すると判断されています。今回の場合も、「風味」や「タイプ」の文字が非常に小さく、消費者が「〇〇県産ブランド豚」を使用した商品だと誤認するような状況であれば、誤認惹起行為とされる可能性が高いです。

ご相談者：

販売をやめてもらうために、どのような準備をしたら良いでしょうか。

弁護士：

まずは、その惣菜のパッケージ写真や、消費者が勘違いして購入したという苦情についての記録を整理してください。その上で、販売店や製造業者に対し、表示の変更や販売停止を求める文書を送付することを検討しましょう。

なお、産地・品質の誤認表示に関しては、景品表示法（優良誤認・有利誤認）や、食品表示法等とも関わっています。



■事務局よりお知らせ

8月の第1回セミナーに引き続き、公的研究機関の知財実務に役立つ情報をお届けします。第2回セミナーのプログラム①では、海外から自組織の品種や技術を「使いたい」とオファーが届いた際、どこから検討を始め、何を決めるべきかについて、解説いただきます。

プログラム②では、個別ネットワークの活動過程で関心・疑問が多く寄せられたポイントにフォーカスし、専門家の助言や参加機関の取組をご紹介します。日頃の疑問の解決や、他機関の取組を知る機会ですので、奮ってご参加ください。

<開催概要>

- ・開催日時：令和8年2月12日（木）13:00～15:00
- ・実施方式：Zoom Webinar（オンラインセミナー）
- ・対象：公的研究機関の職員の方をはじめとする農林水産研究の知財管理に携わる方
- ・参加費：無料
- ・プログラム① 講演：海外展開の検討前に知財観点で留意すべきポイント
弁護士・弁理士 早川 尚志 氏（さくら国際特許法律事務所）

プログラム② 公的研究機関のお悩みサポート実例ダイジェスト

- ・開催概要：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/event.html>
- ・申込用Webサイト：<https://forms.office.com/e/yNRMrHFGnW>



<次回の配信予定>

テーマ：セミナーの結果報告

配信時期：3月11日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。